

責任銀行原則への署名

当社は、国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱し2019年9月22日に発効した「責任銀行原則(PRB: Principles for Responsible Banking)」の発足署名機関となり、資産総額規模にしておよそ47兆米ドルを超える世界の約130の銀行と連携し、SDGs(持続可能な開発目標)および気候変動に関するパリ協定と整合性をもって戦略的に事業を行うことを表明しました。この原則に署名することにより、当社は、銀行が人々と地球に対して及ぼすポジティブおよびネガティブインパクトの両方について透明性を保つことを約束し、本業において大きなインパクトを持つ分野に焦点を当て、具体的な取り組みの目標を設定し、実行に移す



2019年9月22日 当社も参加したニューヨーク国連本部で開催された署名式(出所:UNEP FIホームページ)

ことで、グローバルおよびローカルのSDGsの目標に沿って最大の貢献を果たしていきたいと考えています。

責任銀行原則の取り組み状況

責任銀行原則は、既存の報告書に、原則の取り組み状況を開示することを義務付けています。具体的には、署名より18カ月以内(当社の場合は2021年3月迄)に第一回目の、その後は毎年、責任銀行原則に関する報告と自己評価を公表し、4年以内に、本文書に概説されているインパクト分析、目標設定と実施、説明責任の全うなど必要なステップ

を完全に実施することが求められています。当グループは、ESGレポートを通じ取り組み状況を開示する方針です。本ESGレポート2019/2020では、今後の本格実施に向けた現在位置を整理する目的で「報告・自己評価テンプレート」に沿って取り組み状況を報告します(第一回目の報告ではありません)。

原則 1: 整合性(アラインメント)

事業戦略が、持続可能な開発目標(SDGs)やパリ協定および各国・地域の枠組で表明されているような個々人のニーズおよび社会的目標に即したものに、またそうした目標に貢献できるようにする。

当グループの事業ポートフォリオ(2018年度セグメント別業務粗利益)

事業	粗利益(億円)	主要な商品・サービス
個人トータルソリューション(TS)	1,998	預金、個人ローン、投信・保険等の販売、遺言信託・資産承継等
法人	1,938	企業向け貸出、不動産融資等
証券代行	370	証券代行
不動産	543	不動産仲介、不動産証券化
受託	1,721	年金信託、有価証券等の運用・管理
マーケット	456	ALM、債券投資
その他	195	—
合計	7,226	—

※法人は法人トータルソリューション事業および法人アセットマネジメント事業の合計

銀行業務における国内・海外の貸出金残高(2019年3月末)

国内	24兆9,315億円	海外	4兆0,941億円
----	------------	----	-----------

関連情報: ディスクロージャー誌 資料編2019(URL: https://www.smth.jp/ir/disclosure/2018/f_03.pdf)

SDGs・パリ協定との整合性

当グループのサステナビリティ業務において、5大テーマを含む取り組み課題を掲げ、各事業がそれぞれ関連したSDGsの実現に向けた活動を行っています。5大テーマの一つが「気候変動」です。パリ協定の趣旨を踏まえ、TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)に沿った取り組みを

推進します。また、トータルソリューションサービスにおいては、ポジティブ・インパクト・ファイナンスやESG・統合報告書コンサルティング、ガバナンス・サポートプログラムを通じ、お客さま企業がSDGsの実現に合致したサステナブルな方向に移行(トランジション)することを支援します。

当グループの主要事業とサステナビリティ・ビジネステーマとの関連性

	個人TS	法人	証券代行	不動産	マーケット	受託 (運用含む)
気候変動		○		○	○	○
自然資本(生物多様性問題)		○		○		○
環境不動産	○	○		○		○
サステナブル投資(ESG投資)	○	○			○	○
超高齢社会問題	○	○		○		
ポジティブ・インパクト・ファイナンス		○		○		○
ESG・統合報告書コンサルティング		○	○			

関連情報:ESGレポート2019/2020 16~75頁

原則 2:インパクトと目標設定

人々や環境に対して、我々の事業および提供する商品・サービスがもたらすリスクを管理しネガティブインパクト(悪影響)を低減する一方で、継続的にポジティブインパクト(好影響)を増加させる。そのために、重大なインパクトを与える可能性のある分野に関して目標を設定してそれを公開する。

当グループの主要事業のステイタス

事業	指標	金額・件数等	ユニバース	順位
個人TS	個人ローン残高	9兆円	国内銀行	第4位
	投信・投資一任販売額	0.9兆円	国内銀行	第1位
	遺言書保管件数	3.2万件	信託	第2位
法人	法人向け貸出残高	19兆円	国内銀行	第5位
証券代行	証券代行管理株主数	2,670万人	信託	第1位
不動産	不動産関連収益	543億円	信託	第2位
	不動産証券化受託残高	16兆円	信託	第1位
受託(運用含む)	資産運用残高	93兆円	国内金融機関	第1位
	資産管理残高	211兆円	国内金融機関	第1位
	企業年金受託残高	12兆円	信託	第1位

インパクト分析等

当グループは、当グループの事業ポートフォリオ(12頁参照)、銀行業務における国内・海外の貸出金残高(12頁参照)、当グループの主要事業のステータス(13頁参照)から、中核である6事業は、特に日本国内において、持続可能な開発の三つの側面である経済、社会、環境に対する相応な規模と強度のインパクトを持つと推定されます。ただし、責任銀行原則が銀行の原則であることに鑑み、資産運用に大き

なインパクト領域を持つ受託事業とインパクトの把握が難しいマーケット事業は分析の対象外とします。

今後、具体的なインパクトおよび目標設定、目標実施・モニタリング計画を策定する予定ですが、現段階で相応に大きいと考えられるインパクト領域と、その対応例として以下の項目が考えられます。

個人TS事業

三井住友信託銀行の個人のお客さまは、4割以上が65歳以上の高齢者です。高齢のお客さまのQOL(Quality of Life:生活の質)維持への貢献が、大きな役割の一つであり、インパクト領域が含まれると考えられます。

ネガティブインパクトの緩和例	超高齢化が進んだ日本では、認知症が深刻な社会問題となっており、高齢のお客さまに対するリスク性商品の販売に関し、意思決定能力を踏まえた対応を具体的な方針(基準)を掲げて行うこと
ポジティブインパクトの拡大例	認知症等で判断力が低下された方が金融取引ができなくなることも深刻な社会問題となっており、金融包摂の観点からこうしたお客さまの財産管理を支援し、QOL維持に貢献する包括的なサービスの展開に向けた戦略を構築すること

法人事業

三井住友信託銀行の融資ポートフォリオを分析し、相対的にネガティブインパクトの大きなエリア(業種)を特定し、緩和に向けたお客さまへのエンゲージメントを計画的に進めるとともに、優先的に取り組む社会・環境課題を特定し、課題解決に向けたトータルソリューション型のビジネスモデルを構築します。

ネガティブインパクトの緩和例	クラスター爆弾を製造する企業に対する融資の禁止、新たに建設する石炭火力発電所に対するプロジェクトファイナンスの原則停止、ネガティブインパクトの大きな業種に対するセクターポリシーの制定、赤道原則の取り組み
ポジティブインパクトの拡大例	ポジティブ・インパクト・ファイナンスの開発と営業戦略の構築、ESG・統合報告書コンサルティング・サービスの開発と営業戦略の構築、コーポレートファイナンスにおける「ESG・SDGs支援枠」の設置

原則 3:顧客(法人およびリテール)

顧客と協力して、サステナブルな慣行を奨励し、現在と将来の世代に共通の繁栄をもたらす経済活動を可能にする。

当グループでは、これまでもお客さまに対し持続可能な社会の構築に資する多種多様な商品・サービスを開発してきました。これらの詳細は本ESGレポート2019/2020に記載しています。

- 「気候変動」をテーマに、法人事業、不動産事業、受託事業を中心に商品・サービスを提供(詳細は24~39頁参照)
- 「環境不動産」をテーマに、不動産事業において商品・サービスを提供(詳細は67~75頁参照)
- 「自然資本」をテーマに、法人事業を中心に商品・サービスを提供(詳細は40~45頁参照)
- 「サステナブル投資」をテーマに、個人TS事業、受託事業を中心に商品・サービスを提供(詳細は57頁参照)
- 「超高齢社会問題」をテーマに、個人TS事業を中心に商品・サービスを提供(詳細は46~56頁参照)
- 「金融包摂」を新たなテーマに掲げ、個人TS事業を中心に取り組みを開始(詳細は76~80頁参照)
- 法人事業において、ポジティブインパクト金融原則に準拠した資金使途を特定しない融資商品(ポジティブ・インパクト・ファイナンス)を展開(詳細は17~18頁参照)
- 法人事業において、企業のESG/SDGsの取り組みを支援するESG・統合報告書コンサルティングを展開(詳細は19頁参照)
- これらの営業の基本となるお客さまへの誠実な対応の徹底(詳細は82~95頁参照)

原則 4:ステークホルダー

これらの原則の目的をさらに推進するため、関係するステークホルダーと積極的に協力する。

当グループが、持続可能な社会の形成に向けたさまざまな社会・環境問題の解決に向け、下記の通り、これまでもさまざまなステークホルダーと連携してきました。

政策当局	内閣府、環境省、国土交通省、経済産業省、林野庁、東京都(環境局)等
国連関連組織	国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI) 責任銀行原則(PR) 責任投資原則(PRI) 国連グローバル・コンパクト UNEP FI不動産ワーキンググループ(UNEP FI PWG) 自然資本ファイナンス・アライアンス
金融機関連携	持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則) 赤道原則 国際金融協会(IIF)
産官学連携等	(生物多様性)ビジネスと生物多様性イニシアティブ (高齢社会問題)国際長寿センター (認知症問題)COLTEM(高齢者の地域生活を健康時から認知症に至るまで途切れなくサポートする法学、工学、医学を統合した社会技術開発拠点)

(当社が主体的に関与し日本のサステナビリティの向上に貢献した事例)

- 国交省傘下の(一財)建築環境・省エネルギー機構が主催する「CASBEEと不動産評価検討小委員会」の幹事としてCASBEE-不動産の開発に参画
- 国交省傘下の「日本サステナブル建築協会」の「スマートウェルネスオフィス研究委員会」経済効果調査ワーキンググループのリーダーとして、CASBEE®(建築環境総合性能評価システム)を用いた経済効果調査を実施
- COLTEMと連携し金融業界全体の認知症対応力の向上を企図した「認知症の人にやさしい金融ガイド」の発行(2017年9月)
- 環境省と21世紀金融行動原則からの共同提言「ESG金融大国となるための取るべき戦略」(2019年3月)
- 21世紀金融行動原則・運営委員会からの提言「脱炭素社会実現に向けた金融行動に関する緊急提言」(2019年10月)

原則 5:ガバナンスと企業文化

責任ある銀行業のための効果的なガバナンスおよび企業文化を通じて、重大なインパクトをもたらす分野について目標設定を公表することで意欲的かつ透明性をもってこれらの原則に対するコミットメントを果たす。

- 当社は取締役会を頂点としたサステナビリティ推進体制を構築しており、責任銀行原則の実施状況についても、経営会議の一環として開催される「サステナビリティ推進会議」が管理し、取締役会に報告されます(詳細は110頁参照)。
- 経営企画部サステナビリティ推進室は責任銀行原則を推進する上でグループ全体を取りまとめる役割を担います。一方、当社は今後、サステナビリティを経営の中核に据える方針です。社員版統合報告書等を活用した責任銀行原則の理念の浸透や戦略的・組織的な取り組みの強化については、今後一層進めていく方針です。

原則 6: 透明性と説明責任

これらの原則の個別および全体的な実施状況を定期的に見直し、ポジティブおよびネガティブインパクト、および社会的目標への貢献について、透明性を保ち、説明責任を果たす。

今後、ESGレポートにて開示する方針です。